平成２８年（フ）第１９８号
兵庫県加古川市加古川町美乃利129番地の１
サンガーデン美乃利２－Ｃ号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町溝之口151番地の１エンブレイス加古川818号
債務者　業務用品ストアーＷＡＴＡＮＡＢＥこと　渡邉　　聡
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２１０号
兵庫県加古川市別府町別府900番地の１アーバンドエルベフ１－２号
債務者　粕谷　純孝
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９２号
広島市中区十日市町２丁目９番８－403号
債務者　金丸　和恵
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４０号
広島市安佐北区可部１丁目６番11－106号
債務者　伊藤　信一
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２４号
福岡市中央区草香江２丁目７番15－201号
債務者　藤本　茉耶
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９５号
福岡県福津市東福間８丁目３番24－403号
債務者　松尾　博行
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２４号
福岡県糸島市有田中央２丁目６番15号
債務者　芳野　廣子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２９号
福岡市中央区警固１丁目１番７号
債務者　山野　聖子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３１号
福岡市南区曰佐２丁目27番27号
債務者　吉村　忠士
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３２号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目13番18号
債務者　秋永　輝夫
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４０号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目12番７号　セジュール志賀の杜Ｂ　103号
債務者　田中　くみ
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３（トーカンマンション谷山中央207号）
債務者　山下　慎也
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市小山田町3246番地１
債務者　塚田　卓雄
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
鹿児島県いちき串木野市湊町２丁目153番地
債務者　新開　雄二
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
鹿児島県鹿児島市伊敷４丁目９番25号
債務者　白濱　一茂
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町13番21号（ホープビル402号）
債務者　川田原　淳
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
大分市新栄町７番13号（夏目ヶ原ビル403）
債務者　松田　博史
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係